

蓮美幼児学園千里丘プリメール 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 光聖会
所 在 地	大阪市天王寺区夕陽丘町 2 - 1 8
電 話 番 号	0 6 - 6 7 7 1 - 4 1 5 2
代表者氏名	理事長 秋田 光哉

2 利用施設

施 設 の 種 類	小規模保育事業A型
施 設 の 名 称	蓮美幼児学園千里丘プリメール
施 設 の 所 在 地	吹田市千里丘北 1 番 3 号
連 絡 先	電話番号 0 6 - 6 8 7 5 - 4 1 5 2 FAX 0 6 - 6 8 7 5 - 4 1 5 6
管 理 者	施設長
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする満 3 歳未満の小学校就学前児童
認 可 定 員	0 歳児 3 人 1 歳児 8 人 2 歳児 8 人
利 用 定 員	満 1 歳以上満 3 歳未満の児童 1 6 人 満 1 歳未満の児童 3 人
開 設 年 月 日	平成 2 9 年 4 月 1 日
事 業 所 番 号	××××××××××

3 施設の目的・運営方針

蓮美幼児学園千里丘プリメール（以下「当室」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- （1）「当室」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- （2）「当室」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。

- (3) 「当室」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷 地		1073 m ²
園 舎	構 造	木造合金メッキ鋼板ぶき平屋建
	延べ面積	111.37 m ²
屋外遊技場		6970.7 m ² 千里丘上公園を屋外における保育活動の場として使用します。

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
保育室	1 室	
調理室	0 室	
沐浴室	1 室	
更衣室	1 室	
職員用便所	1 室	

5 提供する保育等の内容

当室は、保育所保育指針（平成 29 年 3 月 31 日厚労告 117 号）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定地域型保育及び時間外保育の提供

下記 8 に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 特色

教育のできる保育、かしこいあたま・やさしいところ・じょうぶなからだ「知・情・体 三位一体の総合乳幼児教育」を実践いたします。

(3) 送迎

登降園については、原則として保護者が付き添うものとし、車での送迎は禁止とする。

(4) その他

延長保育、障害児保育を実施します。

6 職員の配置状況

職 種	員数	備考
管理者	1	
保育士	7	
保育士従事者	0	
嘱託医	2	小児科医・歯科医

※当室では、「大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年 11 月 1 日大阪府条例第 103 号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

※常勤・非常勤の内訳は、職員の異動に伴い変動する場合があります。

＜各職種の勤務体系＞

職 種	勤務体系
管理者	正規の勤務時間帯（7：30～19：30）8時間勤務
保育士	正規の勤務時間帯（7：30～19：30）8時間勤務
保育従事者	正規の勤務時間帯（7：30～19：30）8時間勤務

※ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）及び祝日は休園、お盆（8 月 1 2 日から 8 月 1 5 日）及び 3 月末日は協力日となります。また、行事によって行事後の保育を行わない日もあります。

8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7 時 30 分から 1 8 時 30 分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯（土曜日は除く）において、就労等の理由により保育が必要な場合は、1 9 時 30 分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8 時 30 分から 1 6 時 30 分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

ます（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時30分まで又は16時30分から19時30分（土曜日は18時30分）までの範囲内で、時間外保育を提供致します（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払頂く通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況

(1) 食事の提供方法

連携園で調理した食事を提供

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時15分頃	11時20分頃	15時20分頃	
1歳児	9時15分頃	11時20分頃	15時20分頃	
2歳児	9時15分頃	11時20分頃	15時20分頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

(3) アレルギー対応状況

除去食対応

食物アレルギー対応マニュアル有

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください

10 利用料金

(1) 保育に係る利用者負担（保育料）

当室に当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

お支払方法については、別途お知らせします。

11 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのある子どもとない子どもが共に育ち合うことを基本的な考え方として障がい児保育を行っています。

12 利用の開始に関する事項

当室に入園するときは、当室が定める所定の手続きを要する。

市町村による利用調整を受け、当該子どもの利用の要請を受けるものとする。

13 利用の終了に関する事項

当室は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が満3歳に達したとき（ただし、満3歳に達した年度の3月31日までは保育を提供いたします）。
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

14 連携施設

当室は、保育を適正に実施し、当室における保育終了後も継続的に児童の受入先が確保されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う教育・保育施設を確保しております。

(1) 連携内容

- ア 園児に集団保育を体験させるための機会の設定、その他保育の内容に関する支援
- イ 代替保育（当室の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当室変わって提供する保育をいう。）の提供。
- ウ 当室における保育の提供終了に際しての当該児童の継続的な受入

(2) 連携施設

ア 蓮美幼児学園千里丘キンダースクール

運 営 主 体	社会福祉法人 光聖会
所 在 地	吹田市千里丘北1-3
連 携 内 容	・集団保育を体験するための機会の設定 ・代替え保育の提供
電 話 番 号	(06) 6876-4154

※ 当室の卒園前までに、卒園後の利用希望を確認させていただきます。

※ 当室の卒園後、保育園（当室の連携施設となっている千里丘キンダースクールを含む）への入園希望される場合は、再度お住まいの市町村への利用申し込みが必要となります。市町村の利用調整の結果、ご希望の保育園に入園できない場合もありますのでご了承下さい。

15 嘱託医

当室は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 小児科・内科

医療機関の名称	いなとみ赤ちゃんこどもクリニック
医院長名又は医師名	稲富 直
所 在 地	吹田市岸部新町5番45号ビエラ岸辺健都2F
電 話 番 号	06-6338-3330

(2) 齒科

医療機関の名称	まつもと歯科医院
医院長名又は医師名	松本 正洋
所 在 地	吹田市山田東２－１－１
電 話 番 号	０６－６８７８－４５００

16 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

17 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 無 ・非常警報装置 有 ・非常用電源 有 ・スプリンクラー 無 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月 1 回以上実施します。

18 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に1回職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

19 要望・苦情等に関する相談窓口

当室では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当室 ご利用相談窓口	・窓口担当者 施設長 ・ご利用時間 7:30～ 19:30 ・電話番号 06-6875-4152 F A X 06-6875-4156 担当者が不在の場合は、当室職員までお申し出ください。	
第三者委員	     	    
第三者委員	     	    

※ 当室では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

20 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当室では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	全国私立保育園連盟「ほいくのほけん」
保険の内容	保育園賠償責任保険、保育園児団体傷害保険
保険金額	各保険会社の規定による

21 園児の利用状況（毎年度5月1日現在）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳児	0人	1人	2人
1歳児	7人	8人	8人
2歳児	7人	8人	9人

22 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	未受審	
自己評価の実施状況	毎月度実施	職員による保育内容の自己評価を定期的に実施し、サービス向上に努めています。

23 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

別表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
布団リース費	子どもの布団リース代	月額 1,340円
ユニフォーム費	1歳児クラス～2歳児クラスの子どものユニフォーム代	4,820円～
絵本代	毎月1冊	月額 実際に要する額
園外活動費	遠足などの行事でかかる実費 公共交通機関（地下鉄、バス等）その他移動手段に要する経費	都度 実際に要した経費（実費）
教材費	年齢別に年度初めに一括徴収	年額 2,400円 ～7,200円位
全国私立保育園連 「ほいくのほけん」	不慮の災害時の治療費や見舞金	年額 400円
延長代	延長保育を利用した場合	※2の表参照

※ 当室は、上記費用の支払を受けた場合は、領収証を交付いたします。

2 延長保育に係る利用者負担金

	7:30～8:30	16:30～17:30	17:30～18:30	18:30～19:00	19:00～19:30
短時間	500円/30分	600円/時	600円/時	300円	500円
標準	—			300円	500円
				月額5,000円	—
				月額8,000円	

※ 定期的に（月額申込み）利用される方は、利用開始月の前月までに申請してください。

※ スポット利用の場合は、上限がありません。

※ 延長料金（月極め）は、月に1度利用しても、全日利用しても5,000円、8,000円になります。

※ 19:30の閉園時間を超過した場合についても、30分毎に1人3,000円を徴収させていただきます。（延長保育の登録をされている方も同様となります。）

※ 当室は、上記費用の支払を受けた場合は、領収証を交付いたします。